

# 事業概要シート

施策	0103	子育てを支える環境の充実	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く	
事業名	大村市3世代同居・近居促進事業	現状維持	予算額	4,000 千円
事業期間	H30	~		<< 4,000 >>千円
根拠法令要綱等	大村市3世代同居・近居促進事業補助金交付要綱		財源内訳	
			国庫支出金	1,800 千円
			県支出金	千円
			地方債	千円
			その他	千円
			一般財源	2,200 千円

## 【事業の目的・概要・対象】

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備に補助を行うことにより、出生率の向上や子育て支援を図る。新たに3世代で同居又は近居するための、住宅の取得費や新築・改修工事費を国と連携して支援する。

令和7年度 予算額（助成件数）：40万円×10件＝400万円

## 補助メニュー・補助額

メニュー	住宅の取得 (新築・中古)	新築工事	改修工事
同居	対象経費の合計に対して		
近居※	補助率 1/5 (最大 40万円)		
着工及び取得(売買契約)する前に申請が必要です。			

- ・すでに同居している場合は補助の対象になりません
- ・近居の範囲は大村市内全域です。  
(すでに大村市内にお住まいの場合は補助の対象になりません。)

## 改修の対象となる工事

- ①間取りの変更等
- ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設
- ③バリアフリー改修
- ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修
- ⑤浄化槽の設置・入れ替え

### 子育て世帯

小学生以下の子ども(妊娠中の方を含みませず)がいる子育て中の世帯

### 子育て希望世帯

現在子どものいないご夫婦<sup>※5</sup>で、今後子育てを予定する世帯

同居・近居

### 親等の世帯

子育て(希望)世帯を支援する世帯  
(父母、おじおば、祖父母など)

・夫婦の合計年齢が申請時点において80歳以下の若年世帯を対象とします。

## 【背景】

核家族化の進展により家庭の子育て力が低下し、少子化が進行する要因になっている。そこで、祖父母の豊かな人生経験と生活の知恵を子育てに活かし、家庭の子育て力の向上や子育て不安の解消につなげるなど、親が祖父母から直接サポートを受けられるような子育て環境の拡大が求められている。また、子育て環境を拡大することで、人口減少対策のうち、社会減対策としての移住・定住促進につながることを期待されている。

担当課	都市整備部建築課	課長	藤本 圭
担当者	石川 勉	問合せ先	0957-53-4111 (482)

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	3世代同居・近居助成件数	計画値	件	8	10	10	10	10
②		計画値						

### 【成果指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	3世代同居・近居助成実施率	計画値	%	80	100	100	100	100
②		計画値						

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	3,200	3,200	4,000	4,000	4,000	4,000	22,400
国庫支出金	1,350	1,350	1,800	1,800	1,800	1,800	9,900
県支出金	200	200					400
地方債							0
その他							0
一般財源	1,650	1,650	2,200	2,200	2,200	2,200	12,100
人件費	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387	8,322
職員(人)	0.18人	0.18人	0.18人	0.18人	0.18人	0.18人	1.08人
時間外勤務(h)	39h	39h	39h	39h	39h	39h	234h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	4,587	4,587	5,387	5,387	5,387	5,387	30,722

妥当性 (市の関与)	子育てを支える環境を充実するため、3世代同居・近居を促進する本事業の必要性は高い。また、市が事業主体となることで、国と県の支援対象補助金となる。
有効性 (施策貢献度)	住宅の取得等の費用の一部を公的補助することで、市民の費用負担が軽減され、3世代同居・近居の促進が図られる。
効率性 (コスト)	国の補助要綱により、負担割合等が定められている。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価のとおり